

年次有給休暇

年次有給休暇のポイント

年次有給休暇（労基法第39条）：

- 6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に、10労働日の年次有給休暇（年休）を与える。
- 前年1年間の出勤率が8割未満の場合は、当年分の年休の権利は発生しない。

年休日数	勤続区分		継続勤続年数（「6」は「6か月」の意味）						
	労働者区分		0.6～	1.6～	2.6～	3.6～	4.6～	5.6～	6.6～
	通常の労働者		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	比例付与対象者	4日*	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
		3日*	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
		2日*	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
		1日*	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	*週所定労働日数								
時間単位年休	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年休は日単位で取得することが原則であるが、労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で与えることができる。 ■ 労使協定で定める事項 <ol style="list-style-type: none"> ①時間単位年休の対象労働者の範囲 ②時間単位年休の日数 ③時間単位年休1日の時間数 ④1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数（1日の所定労働時間数未満とする） 								
半日単位年休	労働者が希望し、使用者が同意すれば、年休を半日単位で付与することが可能 *労使協定不要								
年休の計画的付与	労使協定を締結することにより、年休付与日数の5日を超える分について、付与日を指定し、その日を年休とする制度。年休がない者については、該当日について、休業手当（労基法第26条）を支払うか、会社で特別休暇等の扱いで対応することになる。								
年休の時季指定付与	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年10日以上（前年度からの繰越年休分は含まない）が付与される労働者に対し、そのうちの5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。ただし、労働者の自由意思による取得日数や計画的付与による日数分は、この5日から差し引かれる。 ■ 時季指定にあたっては、労働者の意思を聴取し尊重する。 								

年次有給休暇取扱い事例

定年後再雇用者の年休	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再雇用日の前後が継続勤務と判断されれば、定年後の身分や職能等級等の取扱いの変化に関係なく、年休日数は継続付与される。また、定年時未消化の年休日数は、当然繰り越される。 ■ 継続勤務か否かの判断は、定年後の雇用までに空白期間があるか等、雇用関係が一旦中断しているか否かの、総合的客観的な判断となる。
計画年休中に出勤した者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年休の計画的付与の場合は、労働者の時季指定権および使用者の時季変更権は、ともに行使できない。 ■ 使用者がどうしても労働者に出勤させる必要に迫られた場合、労働者本人の同意があるか、または、事業の正常な運営が妨げられると認められる場合に限り、出勤させることが可能とされている。 ■ この場合、直ちに休日出勤の扱いになるわけではないが、労務管理上は、その個人について別途計画的に年休が取得できるよう計らう等の取扱いが好ましい。
退職時の年休残日数の請求	<ul style="list-style-type: none"> ■ 退職時の残日数全部の年休請求に対し、使用者の時季変更権を行使することは難しい。使用者は「事業の正常な運営を妨げる場合」にのみ、労働者の指定する時季を変更することができるが、「妨げる」の判断基準は厳しく、単に業務繁忙程度では認められない。 ■ 業務引継ぎ等で年休消化が困難な場合、話し合いがつけば、残日数について買い上げることは、在籍中の年休買上げとは異なり可能とされる。 ■ この話し合いもできない場合は、請求どおり付与せざるを得ないことになる。
時季指定年休日を決めた後に労働者が別の日に年休を取得した場合は、その分を時季指定年休日数から控除できるか？	<ul style="list-style-type: none"> ■ 別の日に年休取得した場合、年休取得が年5日に及んでいる場合は、時季指定年休日に年休取得をしなくても法違反にはならない。ただし、当初の指定日が当然に無効になるわけではないとされている。 ■ なお、時季指定年休日について、労働者からの変更はできないが、変更を希望した場合、また、会社がやむを得ない事情がある場合、いずれも、労働者の意見を再聴取してその意見を尊重すれば、変更は可能とされている。